

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

① 施設利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1割負担の場合の1日当たりの自己負担分です。負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の金額となります。

(通常規模型)

	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護 1	369円	383円	486円	553円	622円	715円	762円
要介護 2	398円	439円	565円	642円	738円	850円	903円
要介護 3	429円	498円	643円	730円	852円	981円	1046円
要介護 4	458円	555円	743円	844円	987円	1137円	1215円
要介護 5	491円	612円	842円	957円	1120円	1290円	1379円

※感染症または災害の発生を理由とする利用者の減少が生じ、利用者減の月の実績が、前年度の平均延べ利用者数等から5%以上減少している場合に、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき基本報酬の3%に相当する金額が加算されます。

② その他の加算等

- ・入浴介助加算 1日につき I：40円 II：60円

I) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合。

II) 医師等が利用者の居宅の浴室における動作及び環境を評価し、リハビリ専門職が個別の入浴計画を作成し、計画に基づき個浴や利用者の居宅に近い環境で入浴介助を行った場合。
- ・リハビリテーション提供体制加算

1日につき 3～4H：12円 4～5H：16円 5～6H：20円  
6～7H：24円、7H以上：28円

リハビリ専門職が提供時間に配置されている場合。
- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算 1日につき 110円

退院・退所日又は要介護認定日から3月以内に個別リハビリテーションを集中的に行った場合。
- ・重度療養管理加算 1日につき 100円

要介護3・4・5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合。
- ・サービス提供体制強化加算 1日につき I：22円 II：18円

I) 介護職員のうち介護福祉士の割合が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上の場合。II) 介護職員のうち介護福祉士の割合が50%以上の場合。

- ・科学的介護推進体制加算 1月につき 40円  
 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、リハビリテーションの計画を見直し、情報を活用している場合。
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 上記の介護保険の合計の8.6%の金額
- ・退院時共同指導加算（1回につき） 1回につき600円  
 退院時の情報連携を促進し、退院後想起に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った事を評価した場合。

## （2）介護予防通所リハビリテーションの基本料金

### ① 施設利用料

要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です。負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の金額となります。

- ・要支援1 2268円
- ・要支援2 4228円

※利用開始から12月を経過した後の減算について、LIFEへリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進する場合は減算無し。要件を満たさない場合は、要支援1は月120円、要支援2は240円の減算となる。

医師の指示内容に変更がある場合は新たに利用が開始されたことになる場合もあります。

- ・科学的介護推進体制加算 1月につき 40円  
 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、リハビリテーションの計画を見直し、情報を活用している場合。
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 上記の介護保険の合計の8.6%の金額
- 退院時共同指導加算（1回につき） 1回につき600円  
 退院時の情報連携を促進し、退院後想起に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った事を評価した場合。

## （2）その他の費用（利用者負担額）

- ① 食事代 500円/日
- ② おやつ代 100円/日
- ③ 経管栄養料 500円/日  
 経管栄養の際の経管栄養料を自己負担して頂きます。但し、関係病院である平田東九州病院にて処方の場合、負担金はありません。
- ④ 現在、日常生活費（石鹸、趣味的活動としての材料費）等はいただいておりますが、都合により変更することがあります。